

山口県神社庁
庁長 上田俊成 様

私たちは、四代正八幡宮氏子の皆さんの願いに賛同します

山口県神社庁は氏子の願いを受け止め、実現してやってください

山口県熊毛郡上関町四代にある四代正八幡宮の氏子の皆さんから、突然交代させられた宮司さんを元に戻してほしい、神社の土地を売り払わないようにとの『嘆願書』が貴庁長あてに出ていることを知りました。

聞くとところによりますと、前宮司は上関原発計画の土地買収問題で、炉心予定地の含まれる四代田ノ浦地区の神社地の売却を拒んでおり、新たに就任した宮司は土地売却に前向きな姿勢を示しているようです。

その神社地は希少種を含む立派な植物相を有し、極相林に近い貴重な森として存在しており、まわりの海は瀬戸内海国立公園となっていてスナメリが群遊し、ナメクジウオや珍しい生物が数多く生息するなど豊かな生態系を誇っています。

神社神道は、自然の中に八百万の神を見出し、生きとし生けるもの全ての命を祭り、加護するところに、本旨をおいておられると伺っています。

神社本庁ならびに山口県神社庁は宗教法人法第18条5項を遵守する義務があると考え、四代田ノ浦地区の神社地は、神社本庁憲章第10条の規定に該当すると思われます。しかも、神社本庁として、通達（総神発第527号）において、「用地の貸付け」も慎むべきだとの見解を發しています。

私たちは、これらの趣旨を踏まえて、神社本庁、山口県神社庁が、自然を破壊し一部氏子の方々の金銭的利益のために神社地売却を承認（許可）されることはありえないと信じております。

本当に里神様を敬い大切にしている、『嘆願書』を提出した四代正八幡宮氏子の皆さんの願いに心からの賛同を覚え、氏子の皆さんの願いを、山口県神社庁がお聴ききとどけ下さるよう要望いたします。

氏名	住所

取り扱い者（団体）

【署名一次集約】2004（平成16年）1月31日 【二次集約】2月29日

集った署名は以下にお送りください

〒742-1403 山口県熊毛郡上関町大字室津 670-7 上関町民の会